

平成29年 No.5

○東京学芸大学教務委員会規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

教務委員会の審議内容に即し委員を変更するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 2 月 8 日 教務委員会 審議・承認

平成29年 2 月 22 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教務委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 2 月23日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第 6 号

東京学芸大学教務委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教務委員会規程（平成22年規程第 9 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

改正理由：教務委員会の審議内容に即し委員を変更するため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (組織) 第4条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学士課程を所掌する副学長が委嘱する者 若干名 (3) 学務課長 [省略] (会議) 第7条 委員会は，委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし，第4条第3号の委員については，当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。 [省略] <u>附 則</u> <u>この規程は，平成29年4月1日から施行する。</u>	[省略] (組織) 第4条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学士課程を所掌する副学長が委嘱する者 若干名 (3) 学務課長 <u>(4) 学生課長</u> [省略] (会議) 第7条 委員会は，委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし，第4条第3号<u>及び第4号</u>の委員については，当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。 [省略]